

令和7年度 窓口動産公売会

案 内

(入札の手引き)

動産公売のお知らせ

地方税滞納処分により別紙記載の動産を公売しますのでお知らせします。

入札の日時	令和7年11月17日（月）から11月21日（金） 午前10時から午後4時まで
入札の場所	滞納整理課窓口
開札および売却決定日	令和7年11月25日（火）
売却決定の場所	滞納整理課
買受代金納付期限	令和7年11月28日（金） 午後4時まで
買受人の資格等	国税徴収法等の規定により一部制限があります。
その他の事項	1 公売物件は全て中古品扱いです。苦情・返品はお受けしません。 2 公売物件の引き渡しは原則、売却決定後、執行機関が指定する場所にての引き渡しとなります。配達・配送は行いません。 3 滞納税が完納となった公売物件については公売中止となります。

公売参加にあたっての注意事項

- 1 公売公告、見積価額公告および公売財産の明細書の写しは、滞納整理課窓口に備え付けてありますのでご覧ください。公売財産の一覧は長浜市ホームページでもご覧いただけます。
- 2 公売手続の詳細については、3 ページからの「公売の流れ」をご覧ください。
- 3 入札に際しては、あらかじめ閲覧に供されている公売公告および関係資料を必ず確認し、十分な調査を行ったうえで入札してください。
- 4 長浜市は公売財産について、財産の種類または品質に関する不適合があっても担保責任を負いません。
- 5 買受人が公売財産の買受代金を全額納付したときに、買受人に危険負担が移転します。
なお、取得に許可および承認を必要とする財産はそれを得たときになります。
- 6 入札時、売却決定後代金納付の際に次のものが必要となります。
 - (1) 身分に関する証明（本人確認のため、おいでになる方（代理人が入札手続を行う場合は、代理人本人）の身分に関する証明を呈示または提出していただくことがありますので、マイナンバーカード、運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。）
 - (2) 代理人が入札する場合は委任状（複数の公売財産に入札する場合は、物件区分ごとに必要）
 - (3) 法人名義で入札する場合は商業登記簿謄本など、所在地と代表者名を証明できるもの※(2)および(3)は、該当する場合のみ必要となります。
- 7 売却決定は、最高価申込者に対してのみ行います。最高価申込者には、滞納整理課から電話等により連絡します。
- 8 物品は全て中古品扱いです。苦情・返品はお受けしません。
- 9 公売公告後、公売を中止する場合がありますので、入札前に必ず確認してください。
- 10 ご不明な点は滞納整理課までお問い合わせください。
問い合わせ先：滞納整理課 0749-65-6517

公売の流れ

1 入札

入札は、滞納整理課窓口に設置の「参加申込書兼入札書」に必要事項を記入し、入札箱に投函してください（郵送やメールでは入札できません）。

(1) 入札期間は、令和7年11月17日（月）から11月21日（金）の午前10時から午後4時までです。

(2) 入札者は、入札を希望する物件区分番号ごとに入札書を記入してください。

(3) 入札書に記入する氏名および住所は、住民登録上の氏名・住所（法人にあつては、商業登記簿上の商号・所在地）を記入してください。

※入札者氏名や住所、連絡先が不十分なもの（氏名がフルネームでない、住所が字、小字等までしかない等）は、入札が無効となります。

(4) 一度投函した入札書は、入札期間内であっても、変更または取り消しをすることはできません。

(5) 入札者は、同一の物件区分番号について、2回以上の入札をすることはできません。同一の物件区分番号に2回以上入札した場合は、その物件区分番号にかかる入札の全てが無効となります。

(6) 代理人が入札した場合で、最高価申込者となった場合は、代金納付の際に、代理権限を証明する委任状を提出してください。代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも委任状が必要です。

(7) 下記の要件に該当する方は公売財産を買い受けることはできません。

ア 買受人の制限(国税徴収法第92条)、公売参加者の制限（国税徴収法第108条）等により買受人となることができない者

イ 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する者

＊暴力団員等とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

エ 18歳未満の者。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

オ 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者。ただし、その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます。

2 開札

開札作業は、令和7年11月25日（火）に滞納整理課において行います。

3 最高価申込者の決定・売却決定

令和7年11月25日（火）（2の開札結果の集計作業後）に、物件区分番号ごとに、最高価申込者を決定します。

入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者とします。売却決定は、最高価申込者に対して行います。最高価申込者には、滞納整理課から電話等により連絡します。

4 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき方が2名以上いるときは、その方同士により追加入札を令和7年11月26日（水）から11月27日（木）の午前10時から午後4時までの期間、滞納整理課窓口にて行います。具体的な手続き等については、該当する方に滞納整理課から電話等により連絡します。

(1) 追加入札の価額は、当初入札価額以上でなければなりません。

(2) 追加入札をするべき方が入札をしなかった場合、または追加入札価額が当初の入札価額に満たなかった場合には、その事実があった後2年間、公売が制限され、入札できない場合があります。

(3) 追加入札の最高価が再び同額の場合、「くじ用紙」を用いて決定します。追加入札時に入札順に名前を記入いただき、立会人確認のもと落札者を決定します。

5 消費税および地方消費税相当額

消費税法上で課税対象となる公売財産については、見積価額、入札価額、売却決定価額に消費税および地方消費税相当額が含まれています。このため、売却決定は入札価額をもって行います。

6 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、令和7年11月28日（金）午後4時までに、買受代金の全額を滞納整理課窓口にて納付してください。

7 落札物件の引渡しの方法

落札した公売物件は、代金納付後、滞納整理課窓口において「受取書」引き換えのうえ、現状のまま引き渡します。

8 売却決定等の取消し

以下の場合、その売却決定等の取消しをします。

(1) 最高価申込者決定の取消し

ア 売却決定前、公売財産にかかる徴収金（市税等）について完納の事実が証明されたとき。

イ 国税徴収法第108条第2項の規定に該当したとき。

(2) 売却決定の取消し

- ア 売却決定後、買受人が買受代金を納付する前に、公売財産にかかる徴収金（市税等）について完納の事実が証明されたとき。
- イ 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しなかったとき。
- ウ 国税徴収法第108条第2項の規定に該当したとき。

9 その他

(1) 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に、滞納者等から不服申立等があった場合には、最高価申込者および買受人は、その不服申立等による滞納処分の続行の停止がされている間は、入札または買受けを取り消すことができます。

(2) 権利移転の時期

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産を取得します。ただし、法令等の規定により許可、登録等を要する公売財産については、関係機関の許可、登録等を経たときでなければ、権利移転の効果は生じません。

(3) 権利移転に伴う費用

権利移転に伴う費用が必要な場合は買受人の負担となります。

(4) 権利移転の手続き

権利移転に伴う手続きは買受人が行います。